

（別紙２）四国地方整備局への報告書

平成19年3月14日
四国電力株式会社

水力発電関連施設に係る調査報告について

①各種観測機器等において、取水量等の観測・記録の適正性を阻害するような措置はありません。

②河川法第23条又は同条に基づく許可に係る条件違反のある事案は、以下のとおり。

○事案の具体的内容

4個所の水力発電所において、「水力発電の目的」で取水した流水の一部を鉄管等から分岐し、発電所の巡視・点検時等における飲料水や洗面のための水として使用している。（表－1）

○経緯

運開当初より鉄管等から分岐し、飲料水等として使用してきた。

○発生原因等

当社水力発電所における飲料水等については、

- ・発電使用水と同様、水力発電所の運転・運用のために必要である
- ・その量はきわめて少ない

ことから、『水力発電目的で取水した流水を飲料水等に使用することは問題ない』との認識であった。

今後の対応としては、必要な用水を携帯することとし、『4発電所の飲料水等に使用するための設備をすべて廃止・撤去する』こととする。

③上記①②以外に河川法令に違反するおそれがある事案は以下のとおり。

○15個所の水力発電所において、「水力発電の目的」で取水した流水の一部を鉄管等から分岐し、消火用水として使用する設備を設置している。（使用実績なし）この設備は運開当初より設置されており、水力発電所の保安のために必要不可欠であり、しかも火災等非常時の超稀頻度を使用するもので、発電を停止し、許可使用水量以内で使用するため、『水力発電目的で取水した流水を消火用水に使用することは問題ない』と認識している。（表－2）

（参 考）

○当社水力発電所において、「水力発電の目的」で取水した流水の一部を鉄管等から分岐し、機器冷却装置用の水に使用している。この冷却水は水力発電所の運転に必要な不可欠であり、しかも、報告取水量に含まれており、法令違反にはあたらないと判断している。

以 上

表－１ 河川法第２３条又は同条に基づく許可に係る条件違反のある事案
（飲料水等の水を鉄管等より分岐して使用している発電所）

No	河川 管理者	発電所名	水系名	所在地	最大出力 (kW)	運転 開始年月
1	四国地方 整備局	名 頃	吉野川	徳島県三好市	1,300	昭和３６年 ３月
2		三 縄	〃	徳島県三好市	7,000	昭和３４年 ４月
3		岩屋川	仁淀川	高知県高岡郡仁淀川町	1,800	昭和 ５年 ４月
4		船 渡	肱 川	愛媛県西予市	520	大正１５年１０月

表－２ 河川法令に違反するおそれがある事案
（消火栓を鉄管等より分岐して設置している発電所）

No	河川 管理者	発電所名	水系名	所在地	最大出力 (kW)	運転 開始年月
1	四国地方 整備局	分水第一	吉野川	高知県吾川郡いの町	26,600	昭和１５年 ３月
2		分水第二	仁淀川	高知県吾川郡いの町	7,800	昭和１６年 ４月
3		分水第三	〃	高知県吾川郡いの町	10,900	昭和１６年 ７月
4		分水第四	〃	高知県吾川郡いの町	8,100	昭和２５年 １月
5		本 川	吉野川	高知県吾川郡いの町	615,000	昭和５７年 ６月
6		佐 賀	渡 川	高知県幡多郡黒潮町	15,700	昭和１２年１２月
7		梶原川第一	〃	高知県高岡郡梶原町	1,550	昭和１４年 ７月
8		梶原川第二	〃	高知県高岡郡梶原町	6,000	昭和１２年 ２月
9		津 賀	〃	高知県高岡郡四万十町	18,650	昭和１９年 ４月
10		名野川	仁淀川	高知県吾川郡仁淀川町	1,200	大正１３年１１月
11		大 渡	〃	高知県吾川郡仁淀川町	33,000	昭和５６年 ８月
12		加 枝	〃	高知県吾川郡仁淀川町	9,500	昭和１６年１１月
13		土居川	〃	高知県吾川郡仁淀川町	1,400	大正１０年１０月
14		横 林	肱 川	愛媛県大洲市	5,000	昭和３３年 ３月
15		惣 川	〃	愛媛県大洲市	1,130	大正１３年１２月

(別紙２：参考…高知県への報告書)

平成19年3月14日
四国電力株式会社

水力発電関連施設に係る調査報告について

①各種観測機器等において、取水量等の観測・記録の適正性を阻害するような措置はありません。

②河川法第23条又は同条に基づく許可にかかる条件の違反はありません。

③上記①②以外に河川法令に違反するおそれがある事案は以下のとおり。

- 2箇所の水力発電所において、「水力発電の目的」で取水した流水の一部を鉄管から分岐し、消火用水として使用する設備を設置している。(使用実績なし)
この設備は運開当初より設置されており、水力発電所の保安のために必要不可欠であり、しかも火災等非常時の超稀頻度に使用するもので、発電を停止し、許可使用水量以内で使用するため、『水力発電目的で取水した流水を消火用水に使用することは問題ない』と認識している。(表－1)

表－1 河川法令に違反するおそれがある事案
(消火栓を鉄管より分岐して設置している発電所)

No	河川 管理者	発電所名	水系名	所在地	最大出力 (kW)	運転 開始年月
1	高知県	新 改	国分川	高知県香美市	8,700	昭和38年4月
2		名村川	名村川	高知県安芸市	420	大正 2年7月

以 上